

改正

令和2年4月1日要綱第21号

令和4年2月1日要綱第20号

岩国市中山間地域お助け活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山間地域における多様な課題やニーズに対応するため、地域住民と外部人材との協働により行われる公益性の高い地域づくりの実践活動を支援し、もって当該地域の活性化に資する事業を行うグループに対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域 岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号）第2条に規定する中山間地域をいう。

(2) 高齢化集落等 次のいずれかに該当する集落をいう。

ア 次のいずれにも該当する集落

(ア) 中山間地域に存する集落

(イ) 高齢化率が50パーセント以上の集落

(ウ) 第4条に規定する助成対象事業の実施を希望する集落

イ その他市長が適当と認める集落

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、本市内に在住する5人以上（1人以上の成年者を含むものとする。）で構成されるグループをいう。

2 前項の規定にかかわらず、グループの構成員に1人以上の市外在住者がいるときは、当該グループに1人以上の市内在住の成年者を含むグループを助成対象者とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が所属する地域外の高齢化集落等において助成対象者が行う草刈り（雑草類をおおむね地表面平均10センチメートル以下に刈り取ることをいう。以下同じ。）、清掃及び地域行事で、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 事業の主たる効果が本市の区域外で生じる事業

(2) 市の他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする事業

(3) 市の委託契約に基づき実施する事業

(4) 助成金の交付決定時において既に事業が完了している事業

(5) 申請日の属する年度の末日までに完了することができない事業

2 草刈り及び清掃の実施範囲は、原則として、1集落当たり450平方メートル以上とし、実施箇所は、次のとおりとする。

- (1) 市道
 - (2) 当該集落が所属する自治会が草刈り又は清掃が必要であると認める生活道又は水路
 - (3) 当該集落の自治会が維持管理を行う集会所等の公共施設
 - (4) 共同墓地への進入路、墓地外周及び墓地内の空き区画等の共同利用施設周辺
- 3 地域行事における助成の対象の範囲は、原則として、地域行事を実施する上で必要な地域との協議、会場設営、運営補助及び片付けに関する活動とする。
- (助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業を適切に実施するために必要な経費であって、別表第1に掲げるものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の全額とし、その限度額は助成対象者1グループ当たり5万円とする。ただし、助成対象経費が5万円に満たない場合は、当該額とする。

(助成対象事業の実施申請等)

第7条 高齢化集落等が行う助成対象事業の実施申請に使用する書類は、地域エントリーシート（様式第1号）とする。

- 2 市長は、実施の申請手続を高齢化集落等が所属する単位自治会の長が行うよう指導するものとする。
- 3 市長は、地域エントリーシートの提出を受けたときは、当該高齢化集落等で助成対象事業を行うグループの確保に努めるものとする。

(交付申請)

第8条 助成対象者が行う助成金の交付申請に使用する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市中山間地域お助け活動助成金交付申請書（様式第2号）
 - (2) 事業計画書（事業変更計画書）（様式第3号）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 一の年度において、同一の集落を対象とする事業の助成金に係る交付申請の受付は、1回限りとする。
 - 3 一の年度において、事業を実施する高齢化集落等が重複しないときは、同一の助成対象者につき、申請を複数回受け付けることができるものとする。
 - 4 市長は、助成対象者が第3条第2項に該当するときは、同項に定める市内在住の成年者が助成金の交付申請手続を行うよう指導するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、助成金の交付申請を受理したときは、これを審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、岩国市中山間地域お助け活動助成金交付決定通知書（様式第4号）により助成対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次の条件を付することができる。
 - (1) 草刈りにより刈り取った雑草があるときは、これを適正に処理しなければならない。
 - (2) 次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す

ものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、市長が定める期限内にこれを返還しなければならない。

ア 助成金の交付に際して付した条件に違反したとき。

イ 虚偽の届出その他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

ウ 第11条の規定による事業の中止又は廃止があったとき。

エ その他市長が不相当と認めたとき。

(3) 事業計画の内容に変更があるとき、又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、速やかに市長にその旨を申請又は届け出なければならない。

(4) 事業の実施の際には事業の実施に伴い生ずる事故等に係る損害の負担を担保するために必要な保険等に参加しなければならない。

(5) 事業が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(6) 当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかななければならない。

3 市長は、助成金を交付しないことを決定したときは、岩国市中山間地域お助け活動助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業計画の変更）

第10条 事業計画の変更申請に使用する書類は、次のとおりとする。

(1) 岩国市中山間地域お助け活動助成金事業計画変更承認申請書（様式第6号）

(2) 事業計画書（事業変更計画書）

2 市長は、事業計画の変更申請を受理した場合において、助成金の交付の決定額を変更する必要があると認めるときは、岩国市中山間地域お助け活動助成金事業計画変更承認書（様式第7号）により通知するものとする。

3 市長は、事業計画を変更しようとする内容が軽微なものであると認めるときは、第1項の書類の提出を省略するよう助成対象者に指導することができる。

（事業の中止又は廃止）

第11条 事業の中止又は廃止の届出に使用する書類は、岩国市中山間地域お助け活動助成金事業中止（廃止）届出書（様式第8号）とする。

（実績報告）

第12条 事業の実績報告に使用する書類は、次のとおりとする。

(1) 岩国市中山間地域お助け活動助成金事業実績報告書（様式第9号）

(2) 事業実施状況報告書（様式第10号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第13条 市長は、実績報告を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、岩国市中山間地域お助け活動助成金確定通知書（様式第11号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第14条 助成金の交付請求に使用する書類は、岩国市中山間地域お助け活動助成金精算払請求書（様式第12号）とする。

2 市長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、助成金の交付の決定額の範囲内で

概算払により助成金を交付することができる。この場合において、助成金の概算払の請求に使用する書類は、岩国市中山間地域お助け活動助成金概算払請求書（様式第12号）とする。

（助成金の交付の決定の取消し等）

第15条 市長は、助成対象者が助成金の交付に際して付した条件に違反したときは、是正するよう指導し、又は助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第16条 市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成対象者に対し報告を求め、又は職員をして帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日要綱第21号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日要綱第20号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩国市中山間地域お助け活動助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第8条、第12条及び第14条の規定によりされた申請等は、この要綱による改正後の岩国市中山間地域お助け活動助成金交付要綱第8条、第12条及び第14条の規定によりされた申請等とみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）

助成対象経費

科目	経費の内容
旅費	交通費（鉄道、バス及び船の運賃等の経費）
消耗品費	用紙、文具、封筒等の各種事務用品、原材料等の短期間のうちにその効用が減耗する消耗機材及び短期間又は一度の使用で消費される物品の購入費

印刷製本費	印刷業者等に発注するチラシ・ポスター・資料の印刷・コピー、写真の現像等に要する経費
燃料費	草刈機、レンタカー等の燃料費
通信運搬費	郵便切手、はがき、配達料等、活動の遂行に必要な物品の運搬費
保険料	傷害保険料及び賠償責任保険料
使用料	会場使用料（冷暖房費を含む）、機材等リース料・レンタル料（レンタカー等の借上料を含む。）等
その他経費	その他市長が必要と認めるもの